

徳島県規則第十二号

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成十九年徳島県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表二の項を次のように改める。

二 社会福祉施設等	1 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條第一項に規定する児童福祉施設（同法第四十條に規定する児童遊園（以下「児童遊園」という。）を除く。）	全てのもの
2 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五條第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設		
3 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八條第一項に規定する保護施設		
4 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二條第三項第十一号に規定する隣保館等の施設		
5 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五條の三に規定する老人福祉施設及び同法第二十九條第一項に規定する有料老人ホーム		
6 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第三百二十九号）第三十八條に規定する母子・父子福祉施設		
7 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八條第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う施設、同條第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同條第二十九項に規定する介護医療院		
8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第一項に規定する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助に限る。）		

	<p>を行う事業所、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十八項に規定する福祉ホーム</p>	
	<p>9 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設</p>	

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。